

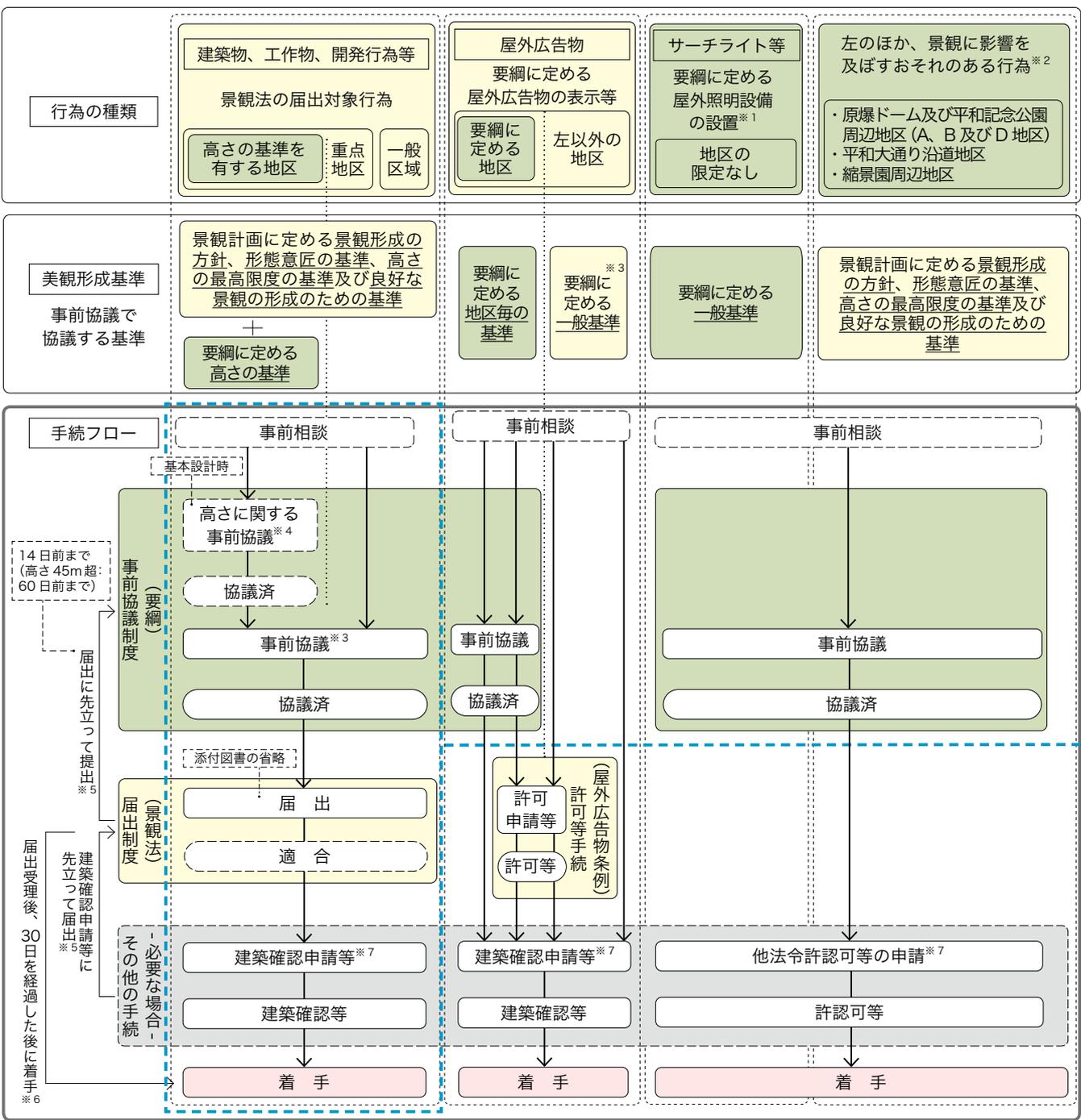
第3章 届出制度等について

1 手続の流れ

■ 本編 31 ページ

広島市全域で景観計画第7章に示す届出対象行為（建築物の建築等、工作物の新設等、開発行為等）を行う場合は、「景観法16条に基づく届出（国の機関及び地方公共団体が行う行為については通知）」が必要となります。

手続の関係等の概略をフローで示すと以下のようになります。



※1：建築物や工作物等に付帯するに関わらず、景観計画に定める原爆ドームの背景として大切にすべき範囲の上空に向かって照射するサーチライト等の屋外照明設備は、すべてが「事前協議」の対象となります。大切にすべき範囲の詳細は、景観計画の38ページで確認してください。

※2：建築物や工作物に該当しないものでも、平和記念公園、平和大通り及び縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為は、すべてが「事前協議」の対象となります。(例：イベント、イルミネーション等)

※3：建築物又は工作物に付帯等する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置及び、良好な景観の形成のための基準を有するエリアにおける、計画敷地内でのサーチライト等の屋外照明設備の設置については、建築物又は工作物の事前協議時に併せて協議をお願いします。

※4：原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B及びC地区）、縮景園周辺地区の「高さの基準を有する地区」において、事前協議要綱に定める高さの基準を超える建築物の建築等を計画する場合は、事前協議に先立ち、建築物等の基本設計時など、できるだけ早い時期に「高さに関する事前協議」をお願いします。

※5：より良好な景観形成の実効性を高めるために、建築確認等の他法令による許可等手続の前に、「事前協議」及び「景観法の届出」を行うことが望まれます。

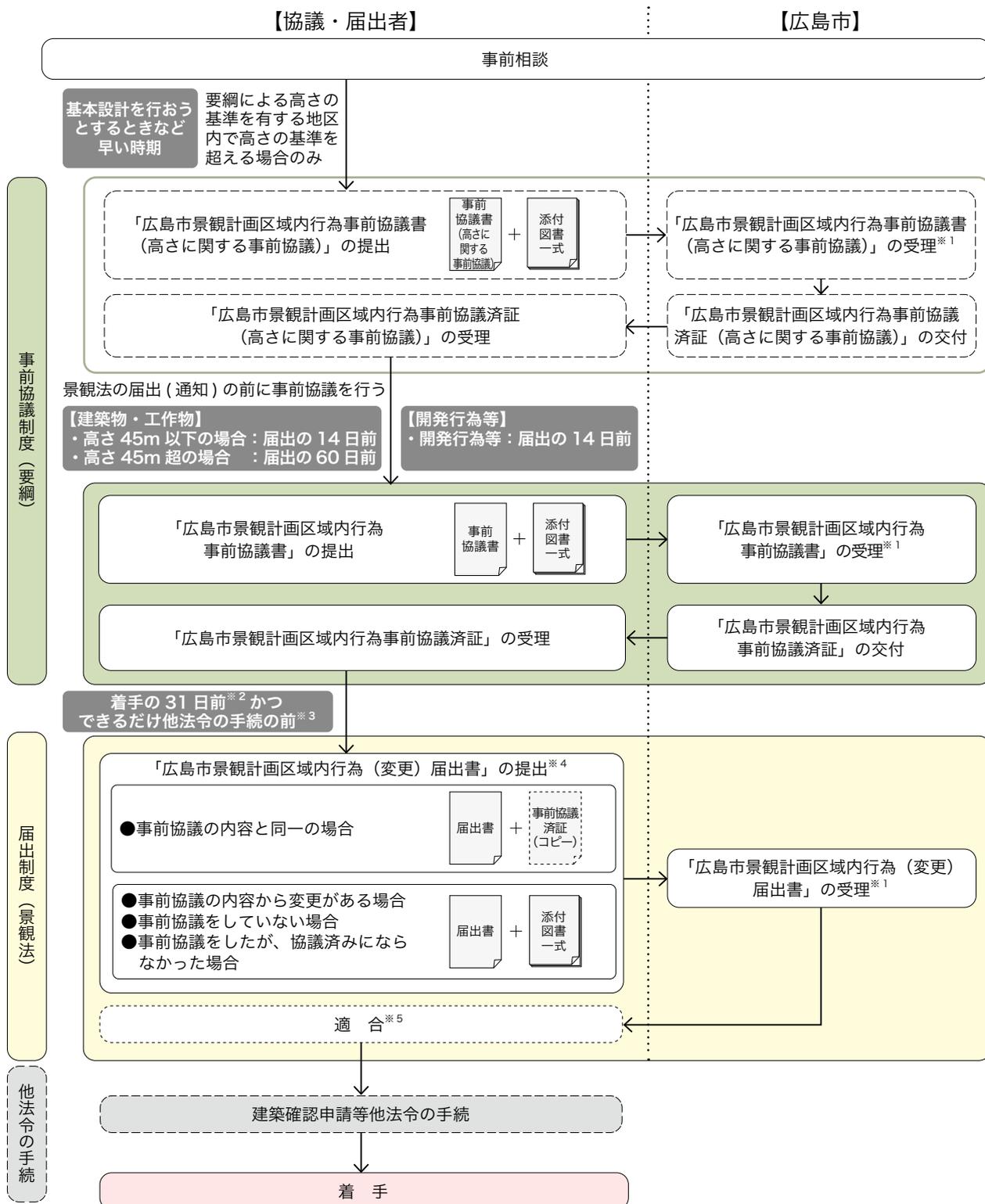
※6：届出受理後、30日を経過した後でなければ行為に着手できません。ただし、事前協議が調った場合には、行為の着手までの期間を7日に短縮します。

※7：建築基準法の建築確認等、その他10ページの他法令の許可等の申請。

■景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れ

前ページの手続の流れのうち、景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れを以下に示します。

届出書類等の詳細については、第6章（P52～P63）を参考にしてください。



※ 1：良好な景観形成に関する重要な事項については、景観審議会で審議することがあります。特に定量的な基準である色彩の基準については、一義的には基準に不適合なものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

※ 2：事前協議が調い、「広島市景観計画区域内行為事前協議済証」の交付を受けた場合、行為の着手までの期間を 30 日から 7 日に短縮します。

※ 3：景観法では、届出受理後 30 日を経過した後に着手することとなっています。なお、景観誘導の実効性を高めるため、要綱に基づき建築確認申請等他法令の手続の前に届出をお願いします。

※ 4：届出書の提出後に内容を変更する場合、原則、変更の届出書または新規の届出書の提出が必要となります。この場合、当該変更または新規の届出書の受理日から 30 日を経過した後でなければ、行為に着手できません。

※ 5：形態意匠の基準等に適合しない場合、勧告・変更命令、罰則の適用を受ける場合があります。

■他法令の許認可等一覧（8 ページ※7 関連）

行為の種類	手続		行為の種類	手続	
建築物に係る行為	建築基準法	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請 第18条第2項の規定による計画通知	鉱物の掘採	鉱業法	第63条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による認可の申請
工作物に係る行為	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請（工作物） 第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知（工作物）	土地の形質の変更	宅地造成等規制法	第8条第1項の規定による許可の申請 第11条の規定による協議
開発行為	都市計画法	第29条第1項又は第2項の規定による許可の申請 第34条の2第1項の規定による協議	屋外における土石の堆積	広島県土砂の適正処理に関する条例 広島市土砂堆積等規制条例	第16条の規定による許可の申請 第5条の規定による許可の申請
土石の採取	採石法	第33条の規定による認可の申請 第42条の2の規定による協議	廃棄物等の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項の規定による許可の申請 第14条第1項の規定による許可の申請
	砂利採取法	第16条の規定による認可の申請 第43条の規定による協議			

2 届出対象行為（概要）及び特定届出対象行為

■ 本編 45 ページ

景観計画重点地区と一般区域ごとに、届出対象行為の種類と規模を定めています。

地区区分	届出対象行為	工作物(限定列举)の建設等			開発行為等		
		建築物の建築等	①工作物1 (第1種工作物) 煙突、電波塔、ガスタンク など	②工作物2 (第2種工作物) 携帯電話等基地局アンテナ、時間貸し駐車場等、自動販売機など	③工作物3 (第3種工作物) 橋りょう	開発行為	土石の採取、土地の形質の変更等
景観計画重点地区	平和、歴史・文化関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区) ②平和大通り沿道地区 ③縮景園周辺地区 ④不動院周辺地区 ⑤広島東照宮・國前寺周辺地区	規模にかかわらず 全て	種類ごとに 規模等限定	-	-	-	
	水と緑、にぎわい・おもてなし関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区) ⑥広島城・中央公園地区 ⑦リバーフロント・シーフロント地区 ⑨広島駅新幹線口地区 ⑩広島駅南口地区 ⑪広島市民球場周辺地区 ⑫都心幹線道路沿道地区 ⑬宇品みなと地区			以下のいずれかにあたるもの ○高さ13mを超えるもの ○幅員が10mを超える道路に係る沿道の角地では、高さ7mを超えるもの ○主な河川又は港湾に面する部分では、高さ7mを超えるもの ○建築（築造）面積が1,000㎡を超えるもの ○原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が高さの最高限度の基準*に定める高さから13m減じた高さを超えるもの ○一般区域のうち原爆ドームの背景となる阿武山において、設置する地盤面（建築物の屋上部分等に設置する工作物にあってはその下端）の高さが標高430mを超えるもの	①(A～D)・②・⑦・⑩・⑫の地区	-	-
	西風新都地区 (⑧)			面積5ha以上のもの	面積500㎡以上のもの等		
一般区域(上記以外) (⑭)				-	-	-	

*高さの最高限度の基準：景観計画第6章5(1)イで定める高さ。

注1：特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

本市においては、上表の建築物の建築等及び工作物の建設等が特定届出対象行為となります。特定届出対象行為は、形態や色彩等の基準に適合しない計画等について「変更命令」の対象になる行為を示します。

注2：国の機関または地方公共団体の行う行為についての扱い

国の機関又は地方公共団体が上表の届出を要する行為をしようとするときは、景観法第16条第1項の届出に代わり、同条第5項に基づく通知が必要となります。国等が行う行為で他法令の許可の適用除外となるものであっても、景観への影響は他のものと変わらないため、民間の建築物等と同様に扱います。

注3：景観重要公共施設内の建築物等の扱い

景観重要公共施設内で都市公園施設とされている建築物や工作物については、国の機関又は地方公共団体による通知は不要です。ただし、平和記念公園、中央公園、広島広域公園内の建築物や工作物については、都市公園施設であっても通知が必要です。

■届出対象行為の一覧

		建築物の建築等	工作物の建設等								開発行為等			
			工作物1	工作物2						工作物3	開発行為	物件の堆積 土地の形質の変更 土石の採取、鉱物の掘採		
				携帯電話等基地局アンテナ	時間貸し駐車場等	機械式駐車場	擁壁（道路に接して設けるもの）	塀、柵（道路に接して設けるもの）	日よけ・雨よけ等				自動販売機	橋りょう
景観計画重点地区	ア 平和、歴史・文化関連地区	① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区）	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	◎※3	—	—
		② 平和大通り沿道地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	◎※3	—	—
		③ 縮景園周辺地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		④ 不動院周辺地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
	イ 水と緑にぎわい・おもてなし関連地区	① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	—	—
		⑥ 広島城・中央公園地区	△	△☆	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		⑦ リバーフロント・シーフロント地区	△	△☆	◎	◎※1	○※1	○※1	○※1	◎※1	—	◎※3	—	—
		⑨ 広島駅新幹線口地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	◎※2	—	—	—
		⑩ 広島駅南口地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	◎※3	—	—
		⑪ 広島市民球場周辺地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	—	—
		⑫ 都心幹線道路沿道地区	△	△	◎	◎※1	○※1	○※1	○※1	◎※1	—	◎※3	—	—
		⑬ 宇品みなと地区	△	△	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	—	—
	ウ	⑧ 西風新都地区	△	△	◎	◎※1	○※1	○※1	○※1	◎※1	—	—	○	○
	⑭ 一般区域	△ □	△ ☆□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

【届出対象行為凡例】

- ◎ 規模にかかわらず全て
 - 特定の規模のもの全て
 - △ 高さ13mを超えるもの^{注2}又は建築（築造）面積が1,000m²を超えるもの
 - ☆ 原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、下端の標高が高さの最高限度の基準^{注3}に定める高さから13m減じた高さを超えるものは、規模にかかわらず全て
 - 原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面（建築物の屋上部分等に設置する工作物にあっては、工作物の下端）が標高430mを超えるものは、規模にかかわらず全て
 - ◎※1 主な幹線道路等、主な河川又は港湾に面する部分に設けるもの
 - ◎※2 下表に掲げる部分に設置するもの
 - ◎※3 主な河川又は港湾の部分に架かるもの
 - 届出対象外
- 表（※2関連）

景観計画重点地区の区域	部分
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区）	平和記念公園及び中央公園の区域内、並びに平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分
平和大通り沿道地区	平和大通りに面する部分
縮景園周辺地区	縮景園の前面道路に面する部分
不動院周辺地区	地区内全域
広島東照宮・國前寺周辺地区	「二葉の里歴史の散歩道」に面する部分
広島城・中央公園地区	中央公園（広島城を含む）の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分
広島駅新幹線口地区	「二葉の里歴史の散歩道」に面する部分

注1：物件の堆積については、面積500m²以上のもの又は体積500m³以上のもの。

注2：幅員が10mを超える道路に係る沿道の角地、当該地区内の主な河川又は港湾に面する部分に係る建築物等にあっては、高さ7mを超えるもの。

注3：景観計画第6章5(1)イで定める高さ。

3 届出対象行為別の解説

■ 本編 45～47 ページ、53～177 ページ

(1) 建築物の建築等

ア 定義

「建築物^{*}の建築等」とは、新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のことをいいます。

※ 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する以下のものです。

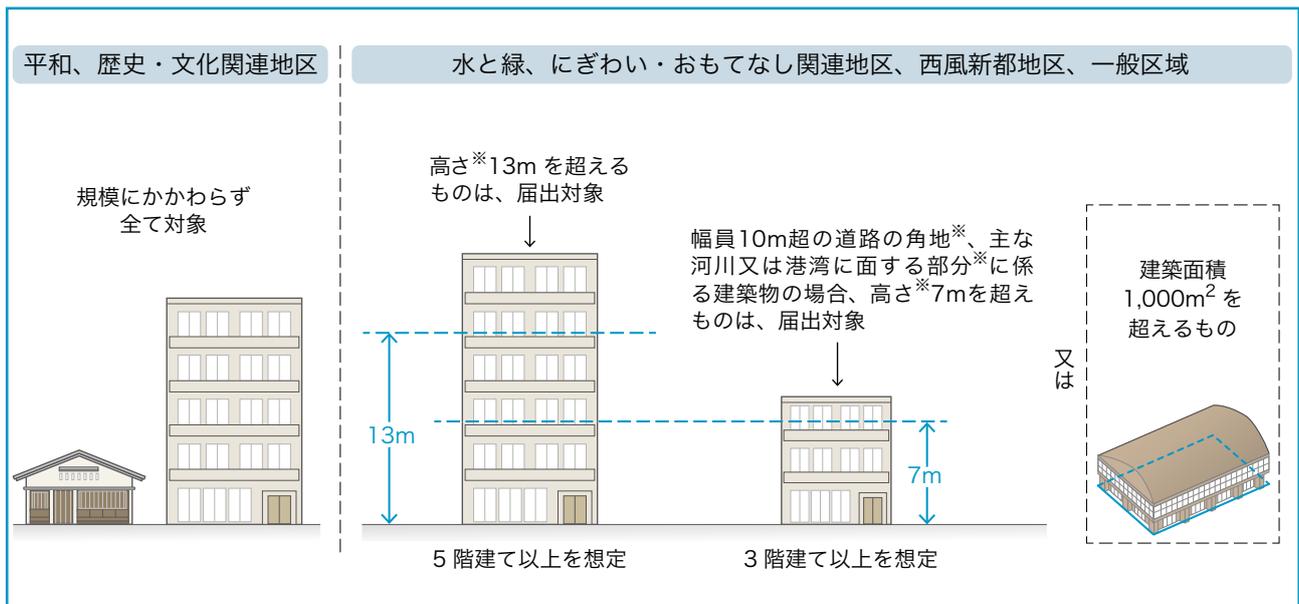
土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むもの。

イ 届出対象規模

地区・区域によって、建築物等の届出対象規模が異なります。

ただし、原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面の高さが標高 430m を超えるものは規模にかかわらず全て届出対象行為となります。

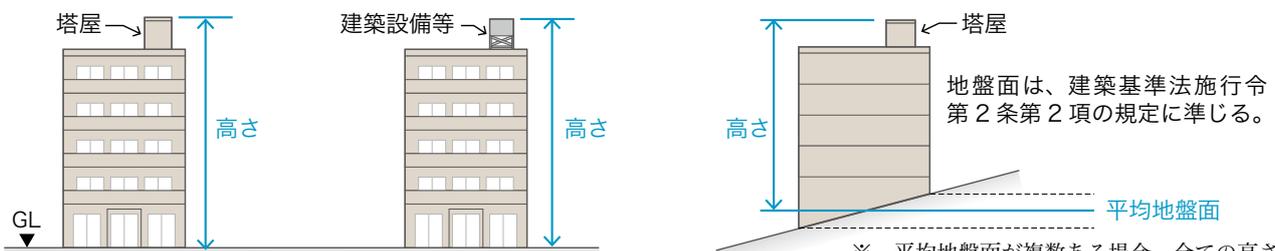
詳しくは、10～11 ページの届出対象行為の一覧でご確認ください。



※高さ、角地、主な河川又は港湾に面する部分の取扱いについては、以下に説明します。

■ 高さの算定について

建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定）からの高さとし、塔屋等の高さを含むものとします。



※ 平均地盤面が複数ある場合、全ての高さにおいて届出対象行為となるか規模の確認を行ってください。

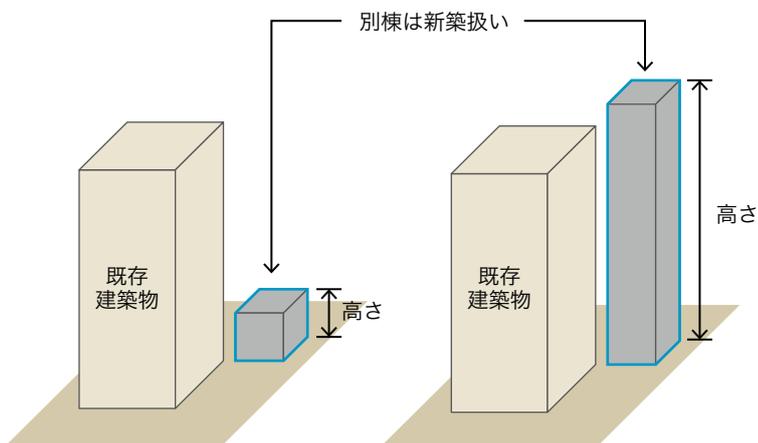
ウ 届出対象行為

届出対象行為であるか否かは、棟ごとに判断します。

■新築

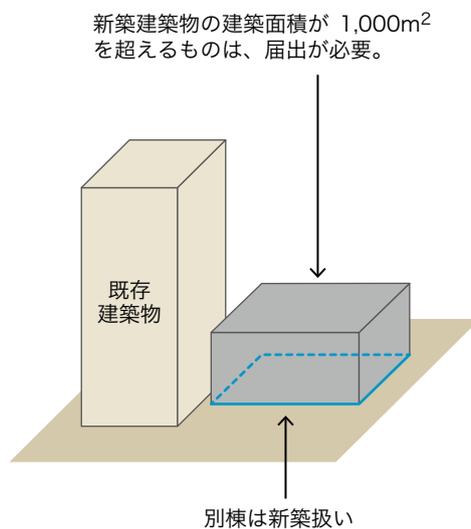
同一敷地において、別棟で増築する場合は新築扱いとし、棟ごとに届出対象規模を判断します。

高さの場合



新築建築物の高さが届出対象規模を超えるものは、届出が必要。

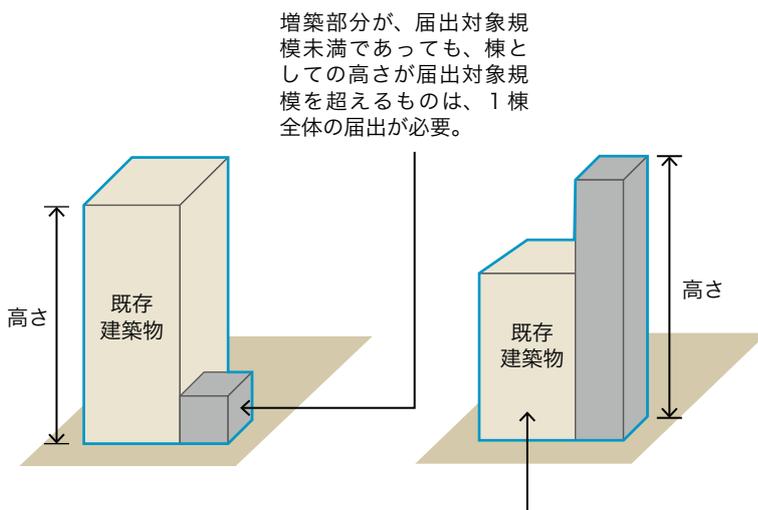
建築面積の場合



■既存建築物と一体で増築する場合

同一敷地において、既存建築物と一体で増築する場合は、既存部分を含む増築後の建築物等の規模により、届出対象規模を判断します。

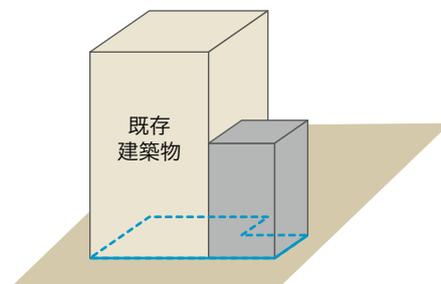
高さの場合



既存部分が、届出対象規模未満であっても、棟として届出対象規模を超えるものは、1棟全体の届出が必要。

建築面積の場合

既存建築物と一体とした増築は、建築面積の合計が $1,000\text{m}^2$ を超えるものは、1棟全体の届出が必要。

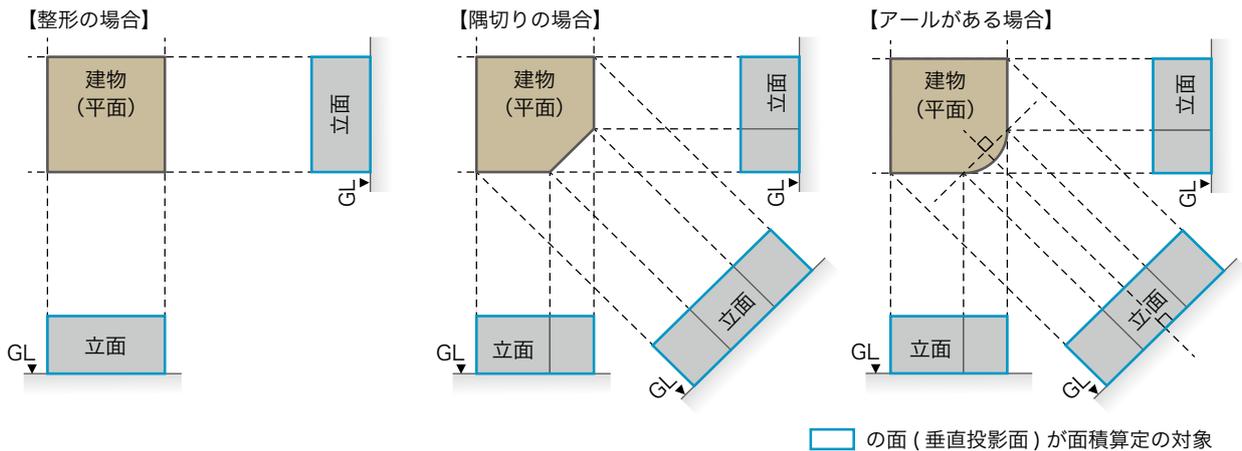


■色彩の変更

外壁面の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。ただし、陸屋根の防水措置に係る部分は除きます。なお、既存と同色に塗り替える場合も対象となります。

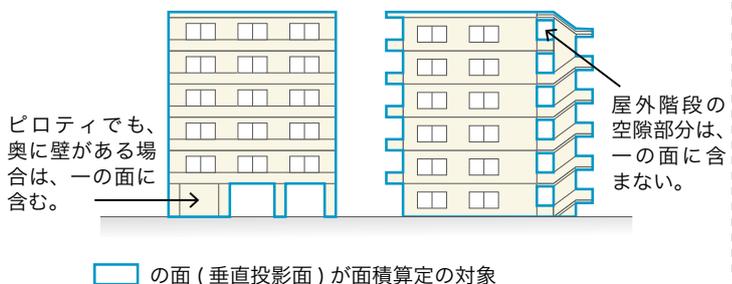
外壁面

- ・外壁面においては、垂直投影面を一の面として扱い、面積割合を計算する際は、一の面の面積に対する色彩の変更部分の割合を算出する。
- ・建築物が整形の場合は、4面で検討する。以下に示すような特殊な形状の場合は、景観上、斜めから見たときの影響も大きいため、隅切り等の面も一の面として扱い、その面を含めた5面で検討する。



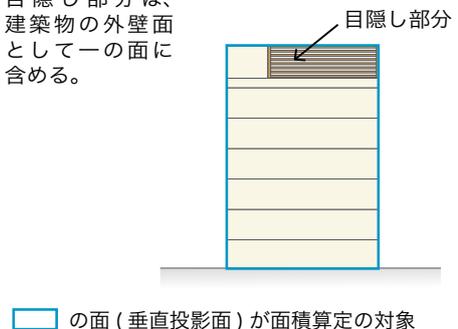
【外壁に凹凸や空隙がある場合】

バルコニー等による壁面の凹凸間やピロティにおいて、奥に壁がない部分(空隙)は一の面に含まない。



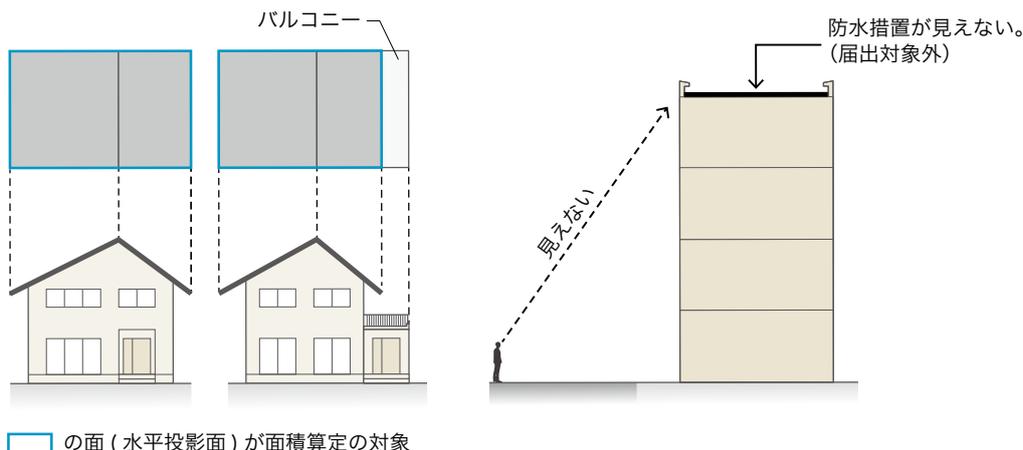
【ルーバーなどの目隠しがある場合】

目隠し部分は、建築物の外壁面として一の面に含める。



屋根面

屋根面においては、水平投影面を一の面として扱い、面積割合を計算する際は、一の面の面積に対する色彩の変更部分の割合を算出する。ただし、陸屋根や屋根のないバルコニー等、防水措置が地上から見えない場合は届出対象外とする。



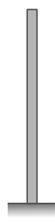
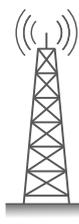
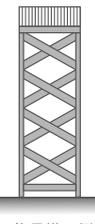
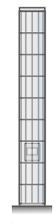
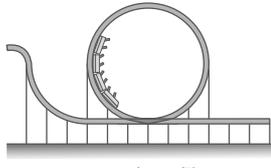
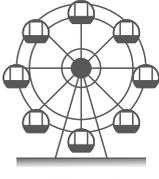
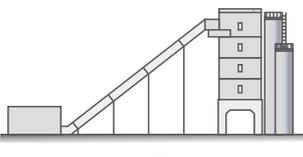
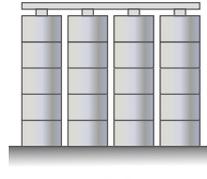
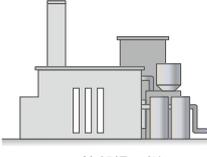
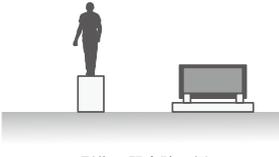
(2) 工作物の建設等

ア 定義

「工作物の建設等」とは、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のことをいいます。

■工作物 1（第 1 種工作物）

建築基準法に規定する準用工作物^{※1}など、比較的規模（高さや築造面積など）の大きなものが築造される可能性がある、景観への影響が大きいもの。（屋外に設置するものに限る。）

<p>煙突</p>  <p>煙突の例</p>	<p>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの^{※2}</p>  <p>鉄柱の例</p>	<p>電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p>  <p>電波塔の例</p>
<p>高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</p>  <p>物見塔の例</p>	<p>乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）</p>  <p>観光用エレベーターの例</p>	<p>ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p>  <p>コースターの例</p>
<p>観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</p>  <p>観覧車の例</p>	<p>アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの</p>  <p>製造施設の例</p>	<p>サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの</p>  <p>サイロの例</p>
<p>粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの</p>  <p>ごみ焼却場の例</p>	<p>彫像及び記念碑</p>  <p>彫像、記念碑の例</p>	<p>太陽光発電装置</p>  <p>太陽光発電装置の例</p>

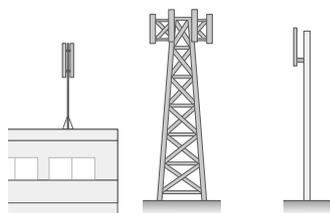
※1：工作物 1 は、建築基準法第 88 条の準用工作物（彫像及び記念碑、太陽光発電装置は含まれない）より整理しているが、規模は市独自で設定している。

※2：旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。このため、中国電力が設置する電柱は届出対象外である。なお、「鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの」には、街灯や道路標識などの道路附属物及び信号機や規制標識などの道路交通法に基づき設置される施設を含まない。

■工作物 2（第 2 種工作物）

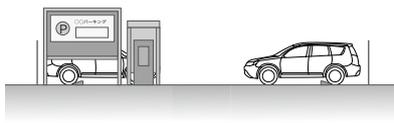
単体の規模は比較的小さいが、身近に数多く存在し人の目に触れる機会も多いことから景観への影響が懸念され、特に、景観計画重点地区内において景観上の配慮を求めるもの。（屋外に設置するものに限る。）

携帯電話等基地局アンテナ



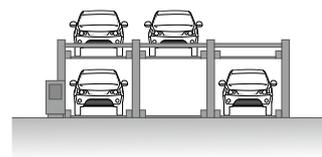
携帯電話等基地局アンテナの例

駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外
駐車場及びこれに類する駐輪場（時間貸
し駐車場等）^{※1}



コインパーキングの例

機械式自動車車庫



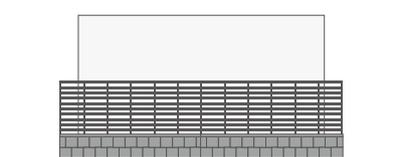
機械式自動車車庫の例

擁壁であって道路に接して設けるもの^{※1}



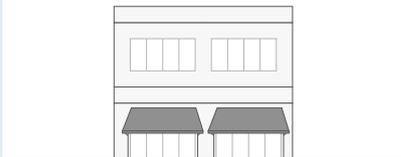
擁壁の例

塀及び柵であって
道路に接して設けるもの^{※1}



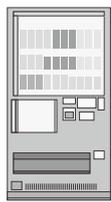
塀・柵の例

日よけ、雨よけその他これらに類するもの



日よけ・雨よけの例

自動販売機



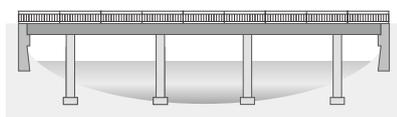
自動販売機の例

※1：道路又は道路附属物として整備されるものを除く。

■工作物 3（第 3 種工作物）

遠くから見通すことができ、デザインのバリエーションが多く、「水の都ひろしま」のブランドイメージを高める上で、河川や港湾の水辺空間の景観に大きな影響を与えるもの。

橋りょう



桁橋の例

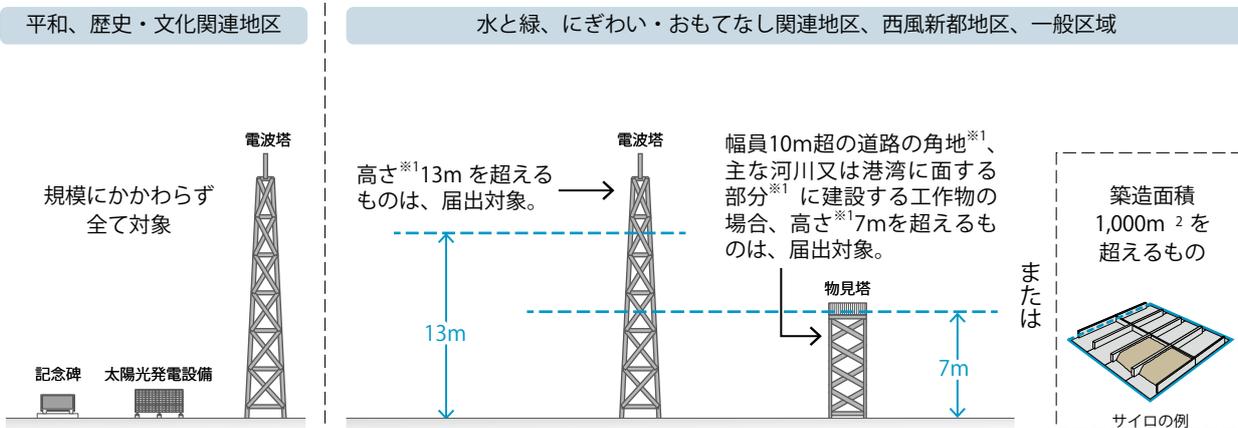
イ 届出対象規模

地区・区域や工作物の種類によって、届出対象規模が異なります。

ただし、原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山においては、建設位置が一定の条件を満たす工作物 1 は規模にかかわらず全て届出対象行為となります。

詳しくは、10～11 ページの届出対象行為の一覧でご確認ください。

【工作物 1】



【工作物 2、工作物 3】^{※2}

工作物	工作物 2							工作物 3
	携帯電話等 基地局アンテナ	時間貸し 駐車場等	機械式 自動車車庫	擁壁	塀及び柵	日よけ、 雨よけ等	自動販売機	橋りょう
届出対象 規模等	規模にかかわらず 全て	規模にかかわらず 全て	地上段数が 2以上のもの に限る	高さ2mを超え、 道路に接して設けるもの に限る ^{※3}	高さ1.5mを超え、 道路に接して設けるもの に限る ^{※3}	規模にかかわらず 全て	規模にかかわらず 全て	規模にかかわらず 全て

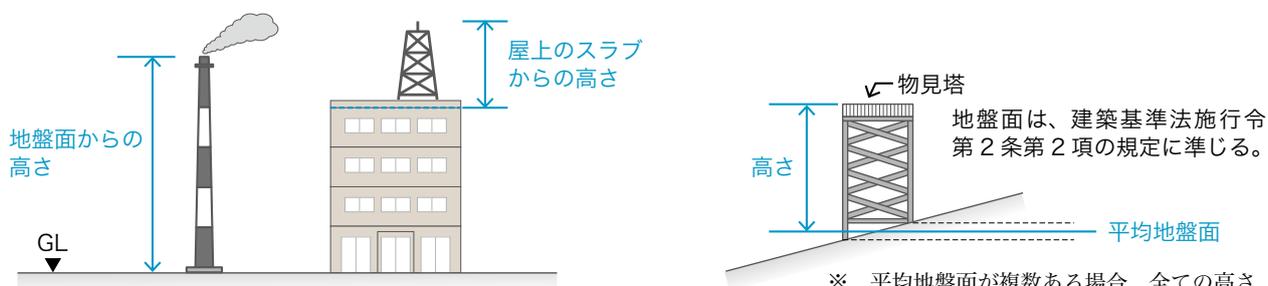
※1：高さ、角地、主な河川又は港湾に面する部分の取扱いについては、以下に説明します。

※2：工作物の種類により届出対象となる地区が異なりますので、P11 届出対象行為の一覧でご確認ください。

※3：道路又は道路附属物として整備されるものを除く。

■高さの算定基準

工作物の高さは、地盤に接しているものは、地盤面から、建築物等の屋上に設置している場合は、屋上のスラブからの高さとなります。



※ 平均地盤面が複数ある場合、全ての高さにおいて届出対象行為となるか規模の確認を行ってください。

ウ 届出対象行為

届出対象行為であるか否かは、建築物と同様に、棟ごとに判断します。

■新設

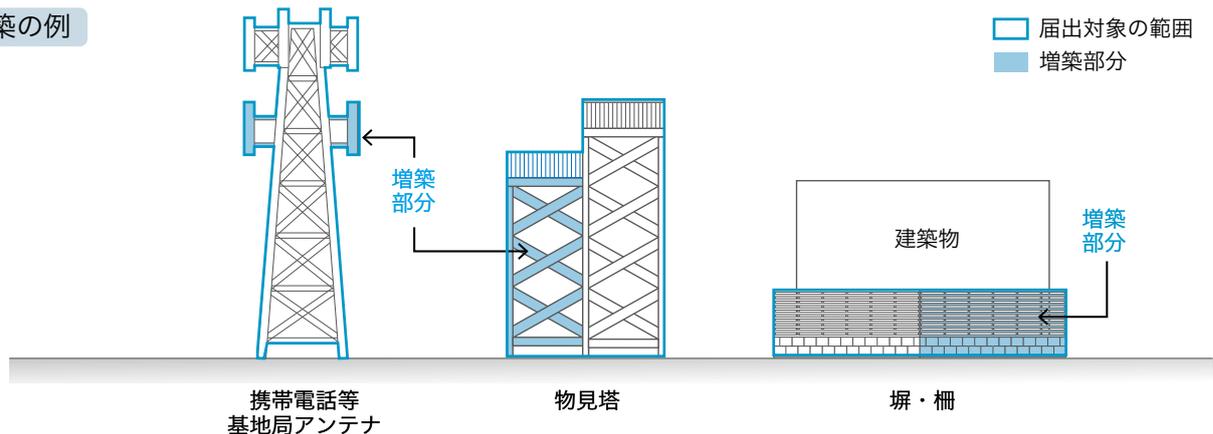
建築物の新築（P13）と同様の扱いとします。

■既存工作物と一体で増築する場合

建築物（P13）と同様の扱いとします。

また、既存の工作物に別の工作物を取り付ける場合も増築となります。

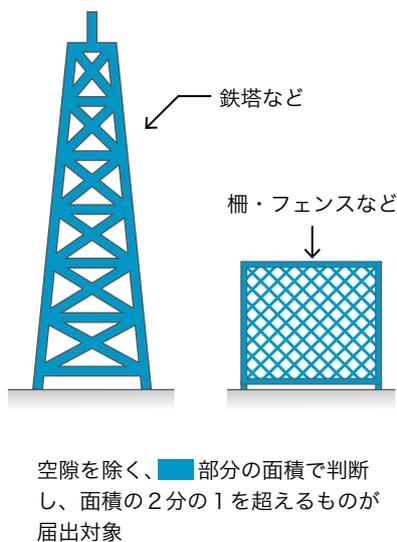
増築の例



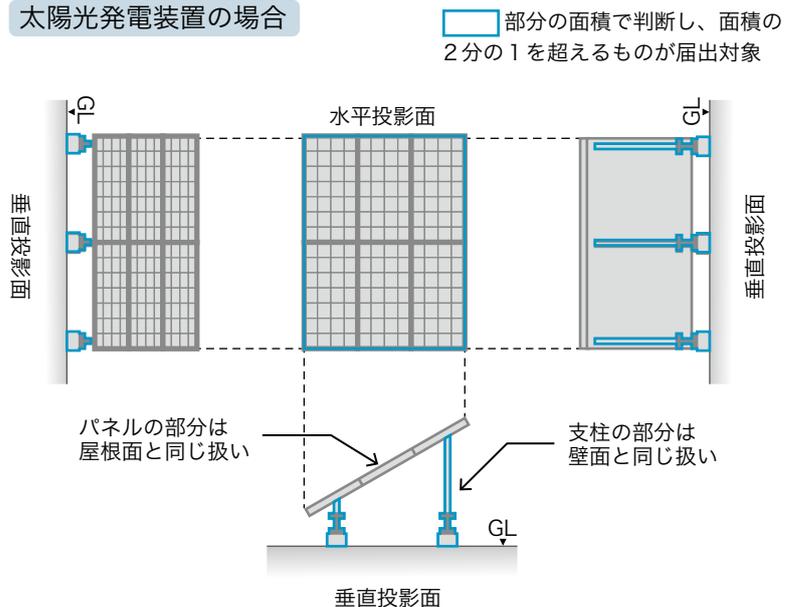
■色彩の変更

基本的な考え方は、建築物と同様であり、外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものとします。なお、工作物については、特殊な形態のものがあるため、以下のとおり、事例を示します。なお、既存と同色に塗り替える場合も対象となります。

空隙がある工作物の場合

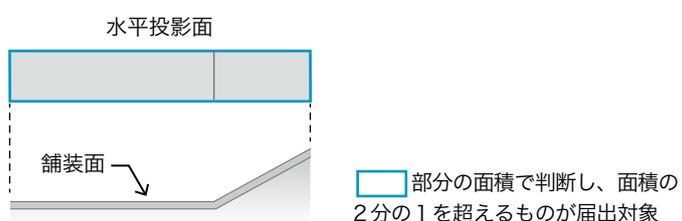


太陽光発電装置の場合



舗装面の場合（時間貸し駐車場等）

時間貸し駐車場や橋りょうなどの舗装面の色彩は、水平面として景観に影響を与えるため、面積の2分の1を超えるものは届出対象とする。

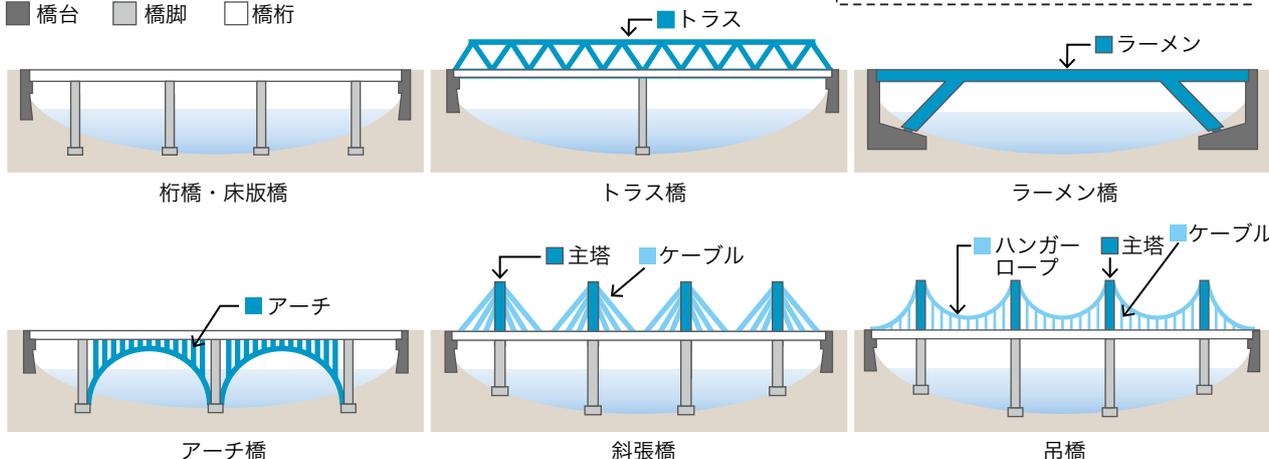


橋りょうの場合

主な橋りょうの形式ごとに、部位の例を示す。

部位ごとに垂直投影面積の2分の1を超える場合は届出（届出）対象。ただし、常時土中にある部分を除く。

■ 橋台 ■ 橋脚 □ 橋桁



(3) 開発行為等

開発行為等について、景観に与える影響が大きいことから、届出対象となる規模を定めています。

また、一部他法令の許可等の対象とならない場合であっても、景観への影響が大きいものは届出対象としています。例えば、「資源の有効な利用の促進に関する法律」において定義されている再生資源の堆積は、法律上許可等を要するものではありませんが、本市では、景観への影響が大きいと考え、届出対象としています。

開発行為等の定義及び届出対象規模

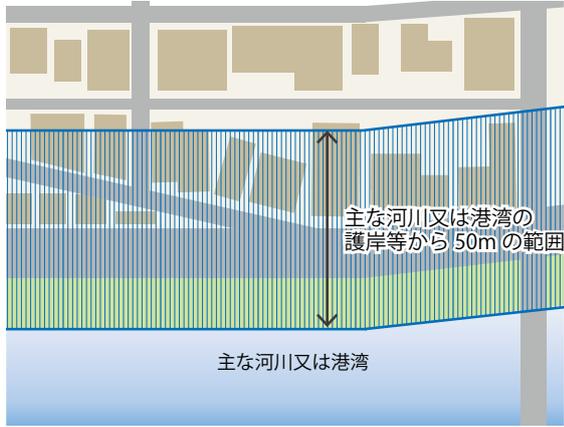
行為	定義	規模	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定するもの	面積5ha以上のもの	
土石の採取、土地の形質の変更等	土石の採取、 鉱物の掘採	景観法施行令第4条第1号に定める土石の採取、 鉱物の掘採	面積500m ² 以上のもの
	土地の 形質の変更	景観法施行令第4条第1号に定めるその他の土地の形質の変更 ・切土又は盛土による土地の形を変更する行為 ・宅地（宅地造成等規制法第2条第1項に定める土地）以外の土地を宅地に変更する行為	面積500m ² 以上のもの
	屋外における 土石、廃棄物 などの物件の 堆積	景観法施行令第4条第4号に定める屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積	面積500m ² 以上のもの 又は体積500m ³ 以上のもの

(4) その他

■主な河川又は港湾、主な幹線道路等に面する部分

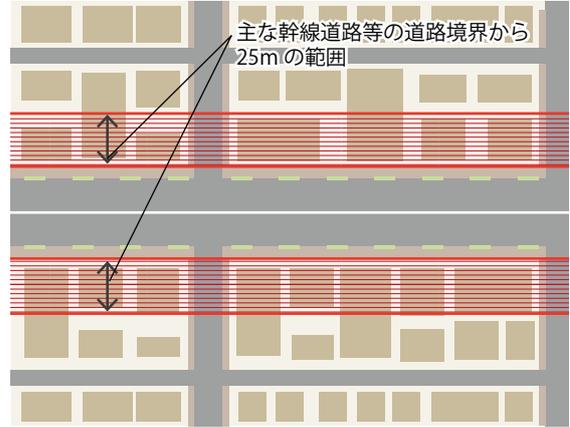
主な河川又は港湾、主な幹線道路等に面する部分とは、以下の部分をいいます。
具体的な部分は、広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」で確認できます。

主な河川又は港湾に面する部分



【主な河川】
太田川、天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川、猿猴川

主な幹線道路等に面する部分



※主な幹線道路等は、景観計画本編の各地区の対象エリアを示す位置図において図示しています。この主な幹線道路等の道路境界から25mの範囲を「主な幹線道路等に面する部分」としています。

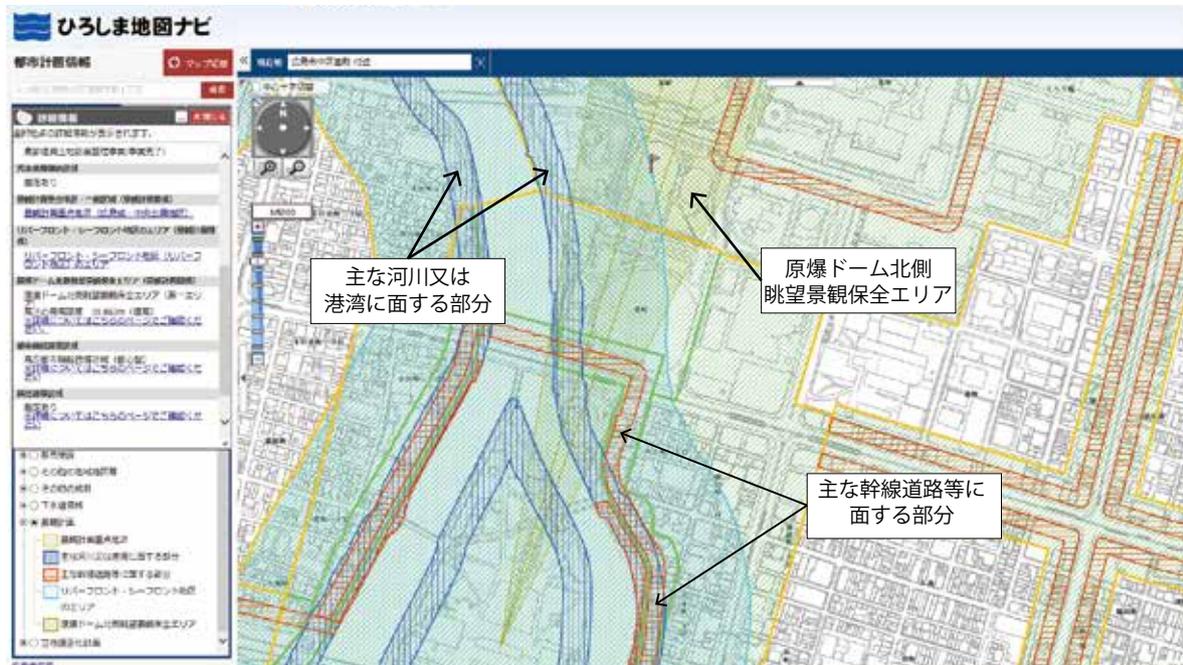
【主な幹線道路等の一覧】

地区名	主な幹線道路等の名称
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区）	平和記念公園の周縁道路、平和大通り
平和大通り沿道地区	平和大通り
縮景園周辺地区	縮景園の前面道路
広島東照宮・國前寺周辺地区	二葉の里歴史の散歩道
広島城・中央公園地区	広島城跡の周縁道路
西風新都地区	主な幹線道路等
広島駅新幹線口地区	二葉の里歴史の散歩道
都心幹線道路沿道地区	都心幹線道路

⑫都心幹線道路沿道地区の例（本編 P157）



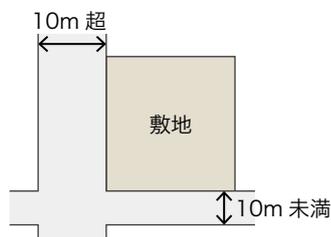
参考：ひろしま地図ナビ (<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>)



■角地の取扱い

「幅員が10mを超える道路に係る沿道の角地」とは、どちらか一方の道路の幅員が10mを超えるものをいいます。

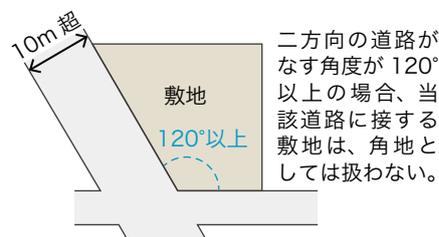
角地の例



角地として扱わない例



道路に接する敷地の長さが2m未満の場合は、角地としては扱わない。



二方向の道路がなす角度が120°以上の場合、当該道路に接する敷地は、角地としては扱わない。

■複数の地区又は部分にまたがる場合の届出対象規模の扱い

建築物又は工作物が複数の地区又は部分にまたがる場合は、それぞれの地区又は部分ごとに届出対象規模を判断します。いずれかの地区又は部分で届出対象規模を超えるものは、一棟全体の届出が必要になります。

リバーフロント・シーフロント地区における「主な河川又は港湾に面する部分」と「それ以外の部分」にまたがる場合の届出対象規模の捉え方の例（1,000㎡以下の場合を例示）

